

## 北川貴則議員に反省を求める決議

議会における決算の審査は、予算執行の問題点を指摘し、改善し次の予算編成につなげていくために非常に重要なものである。そのため、理事者側は多くの資料を作成し審査に備えており、議員もそれらの資料を基に審査を行う準備を進めている。

このような状況にあつて、北川貴則議員は、10月2日に開催された平成29年度決算審査特別委員会に重要な議案書類をもたずに臨んだ。さらに、委員会では終始腕組みし目を閉じたままで説明を聞いているのか寝ているのかわからないほどであった。このことは、説明を行う理事者に対して失礼な態度であることはもとより、審査を行う立場にある委員の姿勢として極めて不適切である。

同議員に対しては、10月5日開催の決算審査特別委員会生活文化分科会において、他の議員より認識を問う発言があつた。これに対する同議員の態度は、素直に非を認めることなく反抗的に反問し、道理に合わない弁疏をくりかえし、自身の立場を正当化しようとするものであつた。その様子からは、些かも反省の意思は感じられなかつた。

我々明石市議会は、二元代表制の一翼を担う重大な責務のもと、議案審議の充実と透明性・公正性の確保など「見える化」の推進をはかり、さらなる議会の活性化に向け不断の努力を重ねているところである。決算審査についても、その充実をはかるため、理事者の協力も得ながら適宜、見直しを図ってきた。

このような状況にあつて、同議員の態度は到底受け入れられるものでなく、議員のあべき姿や倫理の保持を規定した明石市議会基本条例並びに明石市議会政治倫理条例に反するものである。

よって、明石市議会は、同議員に対し反省を求めるものである。

以上、決議する。

平成30年10月16日

兵庫県明石市議会